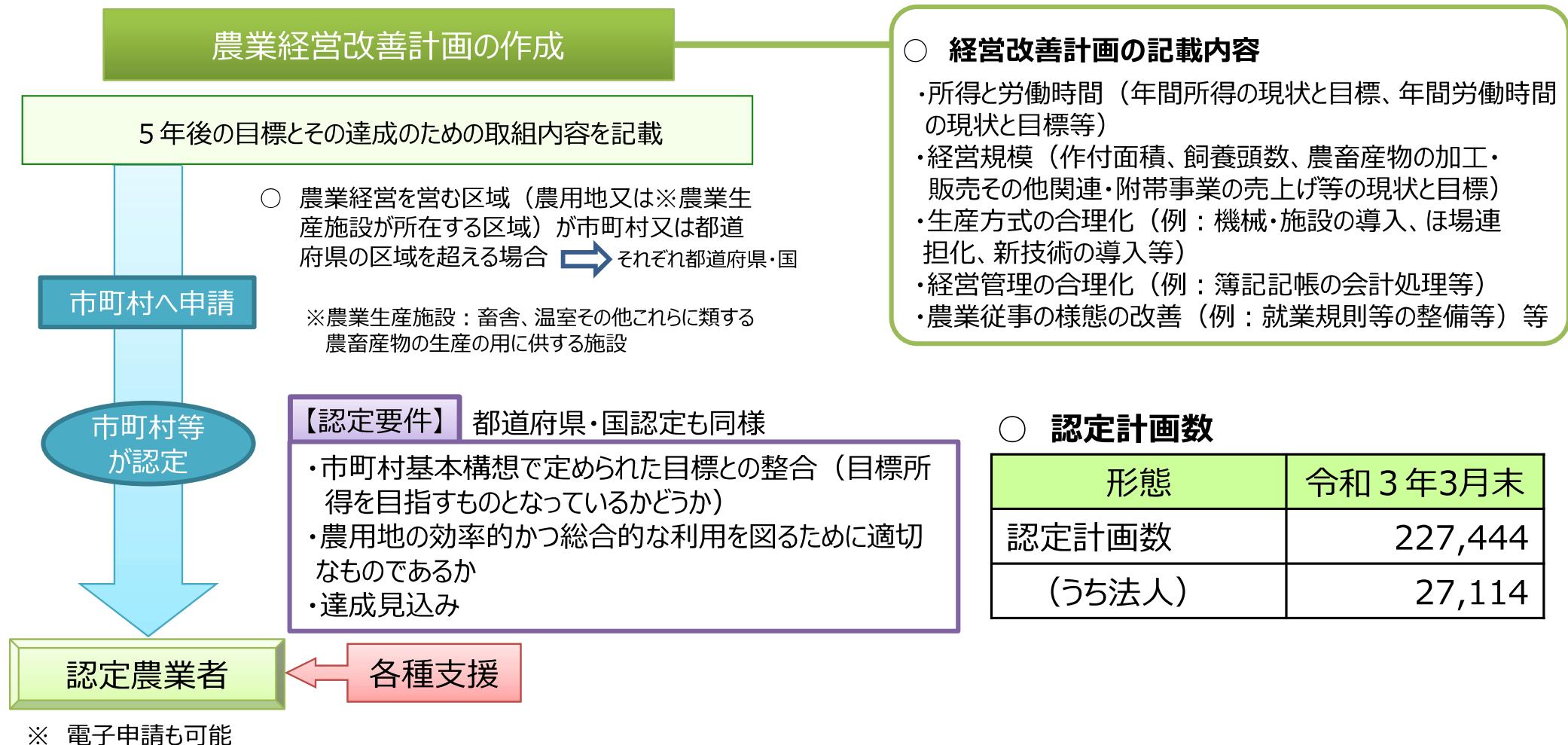


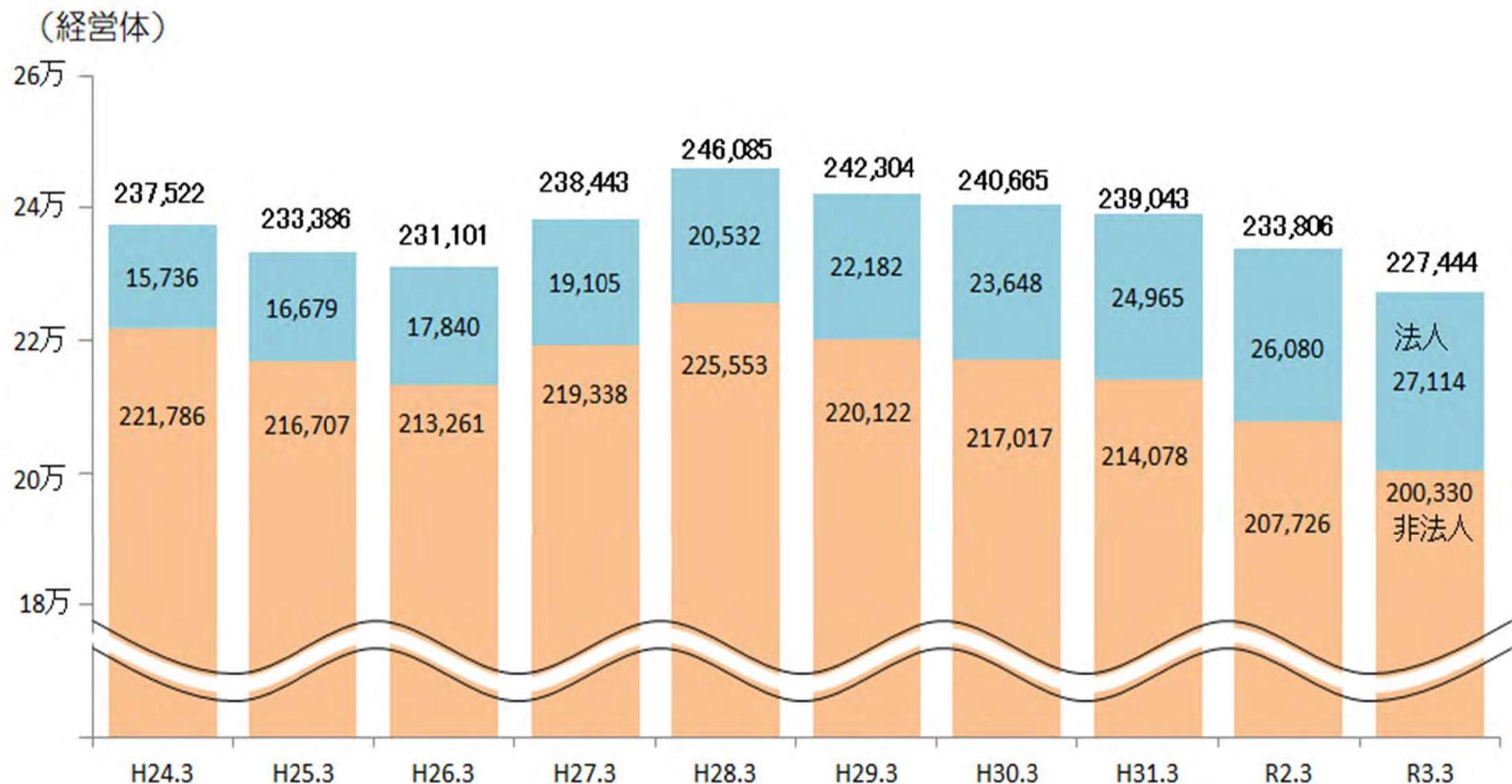
認定農業者制度の概要

- 「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、平成5年に農業経営基盤強化促進法において創設。
- 育成すべき「効率的かつ安定的な農業経営」の目標に向けて、農業経営の改善を計画的に進めようとする者を市町村等が認定し、農用地の利用集積その他の経営基盤の強化を促進する措置を講ずる制度。



認定農業者数の推移

- 認定農業者数は、22万7,444経営体(令和3年3月末現在)となっている。
- うち法人数は、2万7,114法人(令和3年3月末現在)となっている。



資料:農林水産省経営局経営政策課調べ

注:特定農業法人で認定農業者とみなされている法人を含む。

認定農業者等に対する主な支援措置

経営所得安定対策	<ul style="list-style-type: none">▪ 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)▪ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	[支援対象] 認定農業者、集落営農、認定新規就農者 [支援内容] <ul style="list-style-type: none">▪ 麦・大豆等のコスト割れの補填▪ 米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネット
融資	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	[支援対象] 認定農業者 [支援内容] <ul style="list-style-type: none">▪ 経営改善のための長期低利融資(農地、施設・機械などの取得に必要な資金及び長期運転資金)▪ 貸付当初5年間実質無利子化(実質化された人・農地プランの中心経営体として位置づけられた等である場合)
税制	農業経営基盤強化準備金制度	[支援対象] 青色申告を行う認定農業者及び認定新規就農者等 ※法人は令和4年4月以降に開始する事業年度分、個人は令和5年分から、対象者の要件として、人・農地プランの中心経営体であることが追加されます。 [支援内容] 経営所得安定対策等の交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入。 さらに5年以内にこの積立金を取り崩して、農地や農業用機械、農業用建物等を取得した場合に圧縮記帳が可能。